慶應義塾大学学術情報リポジトリ
Keio Associated Repository of Academic resouces

Title	被害者補償制度の世界的動向 : 「損害賠償補塡型」から「被害回復型」への転換
Sub Title	Global trends in victim compensation systems : converting damage compensation systems to damage recovery systems
Author	諸澤, 英道(Morosawa, Hidemichi)
Publisher	慶應義塾大学法学研究会
Publication year	2011
Jtitle	法學研究 : 法律・政治・社会 (Journal of law, politics, and sociology). Vol.84, No.9 (2011. 9) ,p.569- 602
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	宮澤浩一先生追悼論文集 論説
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00224504-20110928-0569

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

被害者補償制度の世界的動向

――「損害賠償補塡型」から「被害回復型」への転換――

諸澤英道

一　はじめに
二　問題の所在
三　被害者補償制度の歴史
四　被害者補償制度の法的性格
五　「損害賠償補塡型」か「被害回復型」か
六　補償を受けるための条件、手続および期限
七　被害者補償制度の国際基準
八　被害者補償制度の財源
九　国連およびアメリカ連邦司法省の分析
一〇　まとめ

一　はじめに

被害者が被害から立ち直り、元の生活を取り戻すために必要な支援のうち、国がすべきことの一つとして経済的な支援がある。ニュージーランドが一九六三年に導入した「犯罪傷害補償法（Criminal Injuries Compensation Act of 1963）」がきっかけとなって欧米諸国が次々と導入し、約十年で先進国のほとんどが整備した被害者補償制度（Victim Compensation Scheme）は、半世紀を経た現在、大きな曲がり角にある。

当時、ニュージーランド、イギリス、アメリカといった被害者補償制度の先進国では、加害者から被害者への賠償が十分になされないことに着目し、本来加害者が払うべき賠償の一部を国が補塡するという、いわゆる「損害賠償補塡型」が主流であった。他方、社会保障制度に力を入れていたヨーロッパ諸国では、犯罪被害者について、国の支援を必要とする社会的弱者と捉え、社会保障制度の欠けている部分を補う制度として被害者補償制度を整備していった。すなわち、被害から回復するのに必要な国からの経済的支援としての補償であり、「被害回復型」と言える。

ドイツでは、国に国民の安全を守る責務（die Verantwortung）があるという考えに立って被害者の立ち直りを支援する制度を設計した。ドイツはヨーロッパの中でも社会保障制度が充実している国の一つであり、被害者補償制度は、それらの欠けている部分を埋める制度として機能してきた。したがって、現在のドイツの制度には、医療にしても、介護にしても、生活支援にしても、被害から立ち直るために必要なすべての支援を行うという基本原則がある。

イギリスなど、「損害賠償補塡型」をとった国々においては、被害者が将来得られるべき収入が事件によって失われたという点に着目して補償額を算出することから、経済的に豊かな人に手厚く、貧しい人に薄いとの指摘

があった。しかし、二〇世紀後半の経済的成長に助けられながら、補償額を段階的に引き上げるというプロセスを経たものの、いずれの国においても、加害者がすべき賠償額のすべてを国が肩代わりする余裕はなく、その何分かの一を支給するに留まっていた。

このような中、低成長時代を迎えて、欧米諸国の考え方に変化の兆しが現れてきた。

アメリカでは、一九九五年以降、直接被害者に支給する補償金の増額を抑え、他方で被害者を直接支援するさまざまな機関、例えば、病院、被害者支援センターなどに補助金の形で支給し、それらの団体が被害者支援を負担なく行えるように改めてきた。

イギリスにおいても、一九九四年に「タリフ・スキーム」（五八〇頁参照）を導入し、補償金の限りない拡大を抑え、現物支給を充実させるという方向転換を図っている。このように、当初から現物支給を中心とする「被害回復型」をとっていたドイツはもとより、アメリカ、イギリスといった、世界の主要国が「被害回復型」に変わってきたことから、今後の被害者補償制度の動向に大きな変化が起こるものと思われる。

二　問題の所在

被害者は、被害を受けたことによって身体的・精神的傷害に苦しめられ、医療費がかかり、財産を壊されたり失ったりする。こうした当初の被害に加えて、生活に大きな変化が起こり、家族をはじめ友人知人などの人間関係を壊されることになる。さらに、刑事手続に参加するために警察や裁判所に行くための時間と費用がかかり、法廷で行われることについての不確実さや困惑に悩まされることが多く、苦痛の多いエピソードの再現が繰り返され、抑圧され、訳の分からない感情を引き起こすことになる。このことが、多くの被害者をして刑事司法手続

への参加を躊躇させる原因にもなっている。

このような二次被害を防ぐために、刑事司法機関には、①警察や検察の対応を改善する、②裁判を分かりやすく、被害者に十分に配慮したものにする、③被害者を支援する態勢を整える、などの方策が強く求められてきた。これらの取組を国が積極的に進めるのでなければ、多くの被害者は警察への届け出をためらい、捜査や裁判に協力しないことになり、ひいては刑事司法制度の機能そのものを危うくすることになる。欧米諸国が、一九六〇年代以降積極的に被害者の保護と権利保障に取り組んできた理由でもある。

ただ、そのような取組の中で、被害者が抱える経済的な問題は大きく、被害者に捜査や裁判に協力してもらうためにも、手厚い補償と支援が必要となる。

被害者の被害回復を助ける義務は一次的に加害者にあるが、現実には、誠実に被害者に謝罪をし、賠償をする加害者はほとんどいない。そればかりか、多くの被害者は加害者に憎しみや恐怖を抱いており[1]、被害者が加害者に交渉をしたり、裁判を起こしたりして賠償を請求することは、現実にはかなりの困難を伴う。その意味で、最近世界的に関心の持たれている「修復的司法（Restorative Justice）」を導入し、被害者と加害者の対話の中で賠償を具体的にするという発想は、これらの諸問題を解決しなければ、ほとんど不可能な構想となってしまう[2]。

日本の被害者が置かれている状況を見ると、被害者を支援する社会的システムが機能していないため、被害を受けた直後の感情と数年経った段階の感情との間に変化がない。したがって、よく言われるような「時間が解決してくれる」とか「時間と共に癒される」ということは、現実には考えられない[3]。

現在、被害者対策のグローバルスタンダードとしては、加害者に刑罰を科すだけでなく、被害者の損害に対して賠償をさせ、行政の中に被害者保護のためのシステムをつくり、民間ボランティアによる被害者支援を促すだけでなく、被害者への補償を国が行うということになる。

加害者を厳しく処罰して欲しいという、いわゆる被害者の加害者に対する処罰感情は、民族や時代や文化を越えて世界共通のものであるが、特に日本でその傾向が強い。[4] この処罰感情の背景には、加害者から被害者への損害賠償がなされていないという現実が影響しており、そのことは、国家による補償制度の必要性を物語っていると言える。[5] 特に死亡事件のような他人の人生を奪った事件では、損害額は非常に高く、他方で、そのような事件を起こす加害者は、しばしば経済的に恵まれていないという現実がある。この現実のギャップを国の予算を使って埋めることは刑事政策の重要な課題となっている。

各国がもっている補償制度や保険制度の中で、何故、被害者補償だけが貧弱なのかという指摘がしばしばなされてきた。[6] このことについて、エッファタ・ファターは「犯罪被害者への処遇には、選択性（selectivity）、不平等性（inequality）、差別性（discrimination）という大きな問題がある」と指摘する。[7] ファターは、カナダでは、自動車事故、飛行機事故、スキーリフト事故、医療過誤、薬害などで人を死亡させてしまったときに数百万ドル（数億円単位）の補償金をもらえるのに、犯罪が原因の死亡では二万ドル（およそ数百万円）にしかならないのは、全く不平等であり、正義に反すると言う。

そればかりか、被害者補償はすべての被害者に適用されているわけではない。通常、暴力犯罪や性犯罪に限られており、それ以外の被害を対象にする制度は世界的にも少ない。カーメンは、アメリカ各州の現状を分析し、「本来補償制度の対象とすべき被害の内、平均して一九％程度しか対象とされていない。ミシガン州にいたっては、わずか一％である」と指摘している。[8] アメリカでは、補償制度の対象になっていない財産犯の被害者のほとんどが保険に入る余裕もないばかりか、約八割の財産犯で加害者が特定されていないか捕まっていないため、民事上の救済もできていない。

このようなことから、重大な犯罪では民事賠償は多額になるため、たとえ加害者が捕まっても賠償されること

は少ないという現実があり、このことが被害者補償制度を普及させる要因となったが、他方で、そもそも加害者が捕まっていなければ、賠償を請求することもできないのであり、国は捕まえることができなかったことの責任において、罪種を限らず、すべてを補償の対象にすべきであるという主張が出てくることになる。加害者を捕まえることができなかったケース、加害者が自殺したり、逮捕時に死亡したりするケース、あるいは、加害者の遺族が遺産（賠償という負の遺産）を放棄してしまったようなケースでは、被害者は民事の賠償請求もできない。このようなケースで、国は加害者を法廷の場に立たせることができなかったことをもって、被害者に補償する責務があると言える。

三　被害者補償制度の歴史

近代国家の制度として被害者に対する補償制度をつくるべきであると主張し、その先導役となったのは、イギリスのマージャリー・フライであった。[9] フライは、一九五〇年代に治安判事としての視点、あるいは社会改革者としての視点から、選挙民に対する政府の責任として犯罪の被害者になった者に対する金銭的補償制度をつくるべきであると主張した。[10] フライのスタンスは、その著書の最後の文章「重々しい邪悪な考えを放棄し、見積もられた危害に取って代わるべきシステム、そして、直ちに我々の無知を認め、我々の知識をいっぱいに取り入れたシステムを目指そう。それは、力強くも十分優しく、賢明にも十分寛容なシステムである」という言葉に表れている。

一九六〇年にノースイースタン大学のステファン・シェーファーは、補償制度の機能について国際的な総括をし、イギリス内務省からレポートを発表した。[11] その中でシェーファーは、「二八か国の比較研究をしたが、ドイ

ツとフィンランドでは公務員によってもたらされた傷害被害に補償金を払うという制度があるものの、それ以外では国による補償はなされていない」としている。つまり、一九六四年にニュージーランドと英国（United Kingdom）が被害者補償を導入したのが、限られたわずかの例であるということになる。

一九六四年一月一日に、ニュージーランドの「犯罪傷害補償法」によって「犯罪傷害補償機関（Criminal Injuries Compensation Tribunal）」が設立された。これは、ニュージーランド住民に犯罪によって引き起こされた傷害のための補償申請を認めるものであった。

ニュージーランドに遅れること八か月、イギリスも、「犯罪傷害補償委員会（Criminal Injuries Compensation Board）」によって運用される被害者補償プログラムを創設した。[12] この制度が一九六三年一一月に女王によって最初にアナウンスされたとき、上院議長は、「そのような手続の優位性からして、流動性と制度の責任性とのコンビネーションが重要であり、速やかな施行が必要である」との意見を述べた。

一九五〇年代にイギリスから始まった「忘れられた人々（forgotten people）」としての被害者への対策として各国が先ずやったのは、国家補償制度であったが、この被害者補償には、経済的に困窮した被害者に国の経費で支援すべきであるとする考えと、そもそも国家は国民を犯罪から守ることができなかったのであるから、被害者に対して、賠償の意味での補償をすべきではないかとの考えがあった。しかし、一九八一年に施行された日本の「犯罪被害者等給付金支給制度」は、国や社会の責務としての補償というより、生活が苦しくなったことに対する「見舞金」であった。[13]

被害者に対する公的救済制度は、沿革的に見るなら、既に紀元前からあったと言われている。たとえば、ハムラビ法典には犯罪が行われた町または町の長が、被害者に損害賠償の義務を負うと規定されており、古代社会には、既に「贖罪金」の考えがしっかりと定着していた。その後、中世になり、封建領主や国王の権力が増大し、

刑罰は私的制裁の色を弱め、やがて刑事責任と民事責任の峻別が始まった。この刑事責任と民事責任の峻別こそが、被害者に対する救済策を遅らせた最大の原因であり、一九五〇年代後半以降、各国はその是正に取り組んできたのである。

国家補償制度には、いくつかのモデルがある。[14] 被害者補償の発想は、紀元前二三八〇年以前のバビロニア文明にまで遡ることができ、また、ラテンアメリカなどの先住民たちは、数百年にわたって非公式のコミュニティ裁判手法を採用していた。しかし、今日多くの国でモデルとしているのは、ニュージーランドの制度であり、この制度では、工場事故や自動車の衝突と同じレベルの裁定額を被害者に与えることを規定している。

被害者補償制度を初めてつくったのはニュージーランド（一九六三年）であるが、翌一九六四年には、グレートブリテン（イギリス、ウェールズ、スコットランドを含む Great Britain）が導入した。[15] その後、欧米の国々は競うようにして被害者補償制度を導入した。アメリカのカリフォルニア州（一九六六年）、カナダのサスカチュワン州（一九六六年）、オーストラリアのニューサウスウェールズ州（一九六七年）、北アイルランド（一九六八年）、スウェーデン（一九七一年）、オーストリア（一九七二年）、フィンランド（一九七三年）、アイルランド（一九七四年）、ノルウェー（一九七六年）、デンマーク（一九七六年）、オランダ（一九七六年）、ドイツ（一九七六年）、フランス（一九七七年）などである。

一九八三年にヨーロッパ評議会（European Council）が「暴力犯罪被害者の補償に関するヨーロッパ条約（以下、ヨーロッパ被害者補償条約と言う）」[16] を採択し、一九八八年に施行したことによって、被害者補償制度は、世界の一般的な制度となった。すなわち、ルクセンブルグ（一九八四年）、ベルギー（一九八六年）、スペイン（一九八七年）、イタリア（一九九〇年）、ポルトガル（一九九一年～九三年）、スイス（一九九二年）などの国々でも国家補償制度を整備して行った。「ヨーロッパ被害者補償条約」は、ミニマムスタンダードを設定し、その基準について

の国際協調を促進するよう求めており、ヨーロッパ評議会の非加盟国にも公開されている。

欧米における被害者の権利確立の歴史を見ると、一九六〇年代に「被害者補償制度」がつくられ、一九七〇年代に民間の「被害者支援」が活発になり、一九八〇年代に「刑事司法における被害者の地位」についての法整備が進んだという歴史を辿っている。この三つ、すなわち「補償」「支援」「刑事司法参加」が被害者の権利の中核をなしているが、一九八〇年代になって、被害者補償制度の財政的な負担が問題になり、「被害者への経済的な弁償は、本来犯罪者がやるべきことではないか」という問題意識が出てくることになる。

被害者は、被害を受けたことによってさまざまな経済的損害を被ることになる。被害が酷い場合には将来に向けての収入が途絶えることになり、治療費が多額になることもあり、また、生活を容易に元に戻すことができず、不要な支出が嵩むことも多い。そのような状況にあって、国による補償制度は、被害者にとって有効な回復手段となる。

現在、世界の多くの被害者にとって、補償制度は、被害を受けた後の経済的支援の基本的な手段となっている。被害者に対する弁償（賠償）を命じる被害弁償制度は一八〇〇年代にまで遡ることができるが、被害者に対する国家補償（Compensation）と被害弁償（Restitution）という二つのタイプの経済的救済方法の間には大きな違いがある。被害弁償は加害者に命じるものであり、法律上の責任が認定された加害者を前提としているが、被害者補償制度は国の政策の一環であり、加害者の逮捕や有罪判決を必要としない。

四　被害者補償制度の法的性格

一九六〇年代に被害者補償制度を導入した欧米の国々では、導入に当たってその法的性格が問題になったが、

十数年遅れて導入した日本でも、「なぜ国の予算を使って犯罪被害者にだけ補償するのか」という強い反対意見があった。

補償制度については、いろいろな論点がある。①本来犯罪者が支払うべき賠償金の肩代わりなのか、②国がその責任上独自の考え方に立って被害者に補償するものなのか、③社会共助の精神から福祉的に支給されるものなのか、④生活が厳しくなった被害者に生活保護のような公的扶助制度として支給されるのか、はたまた、⑤見舞金なのか、⑥税金を使って被害者を補償する理由は何なのか、⑦本来、国に犯罪防止の義務があるものなのか、等々である。これらの疑問に対して、欧米の国々はそれなりの理由づけをしてスタートさせたが、日本では、議会や国民を納得させるような議論ができず、結果として「見舞金」ということになった。

この制度の性格については、一般に、次のような三つの考え方があるとされている。イギリス、アメリカ、カナダなどの「人道的な理由による恩恵」とする考え、フランスなどの「社会の共同連帯」とする考え、ドイツなどの「国が一定の責務を負う」とする考えである。

特に、ドイツでは、「重大な被害を受けた人々に救済の手を差しのべることは、単なる社会的任務であるだけでなく、法的正義の要請でもある。国家が、市民を暴力犯罪から守ることができなければ、国家は、被害者に対して補償を行うという責務を自覚しなければならない」として、法的根拠を明確にしている。[17]

被害者補償制度の法的性格についての現在広く支持されている理論は、社会契約説（Social Contract Argument）と社会福祉理論（Social Welfare Theory）である。[18]

社会契約説に立てば、国は税金を使って市民生活の安全と幸福を世話する（care for the safety and well-being of its citizens）義務があり、万一それが適わなかった場合に、政府には、被害を受けた市民を元の生活に戻す義務がある（it is incumbent upon government to restore victimized citizens to their former status）ことになる。

社会福祉理論では、政府は、障害のある人、経済的に恵まれない人、不幸な人に対して最低限の生活（a minimum standard of living for its disabled, deprived, and unfortunate citizens）を保障する義務があると考える。この理論からすれば、無辜の被害者（innocent crime victims）も、当然このカテゴリーに入る。

社会契約説では、護れなかったことが補償の理由であるが、社会福祉理論では、実際に恵まれないこと（because they are, in effect, deprived）が補償の理由であり、落ち度がないことが求められる。

被害者補償は、通常、次の三つのカテゴリーに分けられる。[19]

第一のカテゴリーは、死亡事件の遺族、亡くなった被害者の遺産、身体的障害を負った被害者を対象とするものであり、事件を目撃した子どもは対象とならず、財産的被害も補償の対象とならない。

第二のカテゴリーは、「良きサマリア人条項（Good Samaritan Provision）」と言われるルールの下にある。「良きサマリア人」は、聖書に出てくる物語で、強盗に遭い襲撃され、道端に放置された被害者に出会った見知らぬ旅人が、その被害者を世話しホテルに連れて行った後に、被害者からお礼を言われる前に、礼儀正しくその場を立ち去ったということから、社会は、市民としての義務を超えて、お互いに助け合う義務を有するという考えの元になっている。

第三のカテゴリーは、法執行官を手助けしようとして負傷した人に対するものであり、[20]アメリカの一部の州のように、警察官の職務執行の援助を頼まれて協力しなかった場合に「軽犯罪（misdemeanor）」としている例がある。

一九八五年一一月に国連総会で採択された「犯罪および権力濫用の被害者のための正義に関する基本原則宣言（通称、国連被害者人権宣言）」（総会決議四〇／三四）の第二条では、「被害者という用語には、苦しんでいる被害者を助け被害を防止しようとして介入した際に被害を受けた者も含まれる」として、被害防止に協力して被害を

受けた人に対する国家補償の必要性を示している。

なお、市民が法執行官に協力して負傷した場合は補償の対象になるが、警察官、刑務官、消防士などが職務上負傷した場合には、本来の職務に伴う危険であり、特別な補償の対象にはしないというのが一般的である。(21)

五　「損害賠償補塡型」か「被害回復型」か

あるべき被害者補償制度の姿を議論するには、いろいろなことを考えなければならない。この制度は、多くの国において既存の社会サービス制度の欠陥を補うものとして導入されたため、各国の制度を単純に比較することはできない。したがって、社会保障制度が充実している国とそうでない国では、被害者補償制度の性格も役割も異なる。

被害者補償制度によって補われるべき内容については、大きく二つの考えがある。一つは、失った利益を補うという考えであり、他は、被害から回復するのに必要な金額を国が補償するというものである。前者は、イギリスなどにみられる「損害賠償補塡型」であり、後者はドイツなどに見られる「被害回復型」と言うことができる。この二つの考えにはそれぞれに理論的背景があるが、本来、国の役割というのは、犯罪者の賠償責任を補うというよりも、国民の健康で文化的な生活を保障することにあり、その意味で「被害回復型」があるべき姿であると考えられる。

「損害賠償補塡型」の補償制度は、当然、補償金高騰の歴史を辿ることになる。イギリスは一九九四年に「被害等級表」を導入した。現在イギリスでは、この制度を「タリフ・スキーム（tariff scheme）」と称している。この方式による補償額は所得や年齢とは関係なく、被害の程度により回復に必要な金額を定めることになる。重傷

害を負った被害の場合には、逸失利益の補償と医療費等の経費支払いがなされる。政策的には、「タリフ・スキーム」の単価を抑えることにより国の予算を制限できるというメリットがある。

これに対して、ドイツの補償制度は、一九五〇年の「連邦援護法」に基礎をおく。この「連邦援護法」は、第二次世界大戦における軍人に国家補償をするもので、犯罪被害者にもこの考え方が引き継がれている。国によって戦争に駆り立てられ被害を受けた軍人に国が補償するのは当然であるが、その論理が犯罪被害者にも適用されるところが、いかにもドイツらしい。ドイツの被害者補償制度は、イギリスなどの社会の連帯共助の精神による補償ではなく、まして、日本政府のとる「見舞金」や「恩恵」という考えではない。

本来、被害者には加害者に対して各種の損害賠償や被害回復のための援助などを請求する権利があるが、実際には、加害者に経済力がないケースが多く、また、事件後までも加害者に関わりたくないという被害者の心理もあって、法的手段に訴えるなど、自力で被害回復を図る者は少ない。このような状況の中から、常に救われない被害者の窮状を国家の力でなんとか解決すべきではないかとの考えが出てきたのである。

被害者補償制度の法的性格を考えるためには、次のような問題にどう対応しているかを分析する必要がある。

① 制度の目的と性格は何か

国は、国民の生命・身体を守ることができなかった責務から被害者に補償するのか、社会の共同連帯の精神からか、被害者の生活が経済的に困難に陥ったために福祉的観点から給付するのか、見舞金として支払われるのかなど、制度の性格については、幾つかの考え方がある。特に、被害者にとって国家補償金を受け取ることが権利なのか、国からの恩恵的な支給なのかは、重要な視点である。

② どのような被害者が補償を受けられるか

受給資格制限（eligibility restrictions）の問題は、制度の法的性格に密接に関係する。

制度がスタートした初期の段階では、暴力犯罪の場合、加害者との関係が親族や性的パートナー、あるいは同居人を排除するのが一般的であった。例えば配偶者間の虐待（abuse、日本でＤＶと言われる配偶者間の暴力も含まれる）などでは、被害者への給付が加害者である配偶者に利益をもたらすことになるとの理由から排除されてきた。しかし、近年、アメリカのミネソタ州のように、加害者が訴追されているとか、離婚に向けての法的手続が進められているとか、離婚した場合には、補償の対象とするような制度の緩和が確実に進んでいる。[22]

補償金を受けるための条件として、警察への届け出や捜査への協力を義務づけている国がある。アメリカでは、多くの州で事件後七二時間以内の届け出を義務づけている。[23]

③　どのような損失に対して補償がなされるか

一般的には、暴力犯罪による死傷に対して支給する制度が多いが、過失犯の被害や財産犯[24]の被害に対して支給する制度もある。

支給の名目は、死亡事件の遺族の生活費や重傷害事件の治療費を対象としているほか、精神的傷害の治療費（特に、カウンセリング費用）、引っ越しの費用、犯行現場のクリーニング費、使えなくなった物品の買い換え費、交通費、葬儀費、家族の家事労働費などを対象にしている制度も多い。

所有物の損害は、通常、補償の対象にならないが、例外として、メガネ、補聴器、医療器具などを補償の対象にする例が多い。被害者の損害が保険やそれ以外の支払い手段によってカバーされる場合には、国家からの補償は減額されたり、拒否されたりすることがある。犯罪者の親戚や違法組織のメンバーなどには受給資格を認めない国もある。

対象範囲を寛大に規定している制度、たとえば家庭内暴力も対象にしている制度もある。フランスやフィンランドの制度では、所有物に対する犯罪の被害者も対象に含めている（ただし、自由裁量による）。カナダのケベッ

ク州やフランスでは、賠償金の最終決定が出る前に、特に重大なダメージを受けた場合（性的犯罪や被害者が死亡した場合を含む）には、補償制度によって緊急支払いが行われることがある。

「被害者サービスのためのヨーロッパフォーラム（European Forum for Victim Services）」は、暴力犯罪の場合には、その傷害や精神的苦痛、逸失所得、生活維持費の損失に対して、犯罪者が確認されたかどうかに関係なく、被害者が、犯罪発生の後、可及的速やかに公的資金による補償を受け取れるよう加盟国に保障することを要請してきた。さらに、死亡が発生した場合に、補償金は、失われた扶養費、葬儀費用、そして、被害者に最も近い関係にある者のためには、死別に対して支払わなければならない。

④　補償金の性格は犯罪者の賠償とどのような関係にあるか

補償金は犯罪者が十分に賠償しないための埋め合わせなのか、それとも、国が被害者の回復と社会復帰に責任をもつという趣旨なのか。この問題に対しては「埋め合わせ」と考える国が多く、犯罪者からの賠償がある場合に、その賠償額分を減額する例が多い。

⑤　補償制度によって目指す被害者の生活レベルはどの程度のものか

被害者補償制度は、多くの国において、国が定めたさまざまな災害補償制度や生活保護制度が機能してもなお補われていない部分に対して支給される、いわゆる「最後に頼るべき財源（a source of last resort）」[25]と位置づけられているケースが多い。したがって、他の制度でカバーされている部分を無視して、補償金を単純に国際比較することには問題がある。

補償制度が「損害賠償補塡型」の場合はもちろん、「被害回復型」であっても、支給によって実現しようとする被害者の生活レベルは、生活保護が基準とする最低限程度のものではなく、被害者の生活を事件以前のレベルにまで回復させる程度のものである必要がある。その意味では、補償金裁定の基準はそれぞれの被害者の事件前

の生活レベルを基準にすべきであり、決められた基準により一律に支給するのは趣旨に反する。

⑥　国には犯罪者への求償権があるか

前記③との関係で、国の補償が犯罪者の賠償の埋め合わせだとすれば、国は犯罪者に求償権をもつことになるが、犯罪者への求償方法を定めている制度は少ない。また、理論的には求償権があるとしながら、現実に取り立てている例も少ない。

⑦　給付の方法は一括払いか年金払いか、また、その併用か

補償金の性格を事件後の生活を維持するためのものとすれば、一時金で済ませるのではなく、年金または年金と一時金の併用のいずれかにする必要がある。この問題については、ドイツの制度が模範とされている。他方、損害賠償金の埋め合わせの場合には一括払いの制度になる可能性が高い。

⑧　補償金の支給が速やかになされているか

被害者は被害直後に多額の出費があるので、補償金は速やかに支給される必要がある。支給額が決まらない場合には、仮支給の制度が必要である。カナダのケベック州の制度では、裁定額が最終的に決定される前に、緊急に支払いを行う場合もあると規定している。今日、各国の制度を比較してみると、進んでいる国においては、「仮払い制度」などによって、被害者に少しでも早く支給しようとしている。事件直後から被害者や遺族はお金を必要としており、調査がすべて終わらなければ支給できないという制度には問題がある。

⑨　補償金の財源（funding）を何に求めるか

国の一般財源で賄うか、特別の収入を得るか。補償のための基金をつくるのか。基金をつくるとして、どのような原資を求めるか。

⑩　不服申し立ての制度があるか

補償金の採否や金額について不服がある場合に、救済方法があるか。また、最終的に、裁判で争うことができるか。この問題は、受給を権利と考えるか社会サービスと考えるかで結論が異なるが、権利と明記していない国でも不服申し立て制度を設けている例が多い。日本では、都道府県公安委員会に設置された審査会で運用がなされているが、不服がある場合は国家公安委員会の審査会で判断される。

⑪　被害者の受給資格について国に説明義務を課しているか

被害者に補償を受ける権利があるとすれば、国にはそれについての説明義務があり、従って、説明を受けていない被害者に対して時効を設けることは理屈に合わないが、実際には、機械的に期限を設けている国が多い。

⑫　犯罪者に対して損害賠償を履行させる方法を設けているか

国は被害者への補償制度をつくると同時に、犯罪者に対し強制的に賠償を履行させる制度をつくる必要がある。また、賠償は罰金刑に優先される必要があり、収監などによって賠償が困難になるのは問題である。しかし、日本のように国民の財産を国が正確に把握していない国では、犯罪者が現実に払えないのか、払う気がないのかの判定が難しい。また、犯罪者への取り立て制度を設けている国は少ない。

六　補償を受けるための条件、手続および期限

国家から補償を受けられる被害者は、犯罪行為や「寄与的違法行為（contributory misconduct）」とは無関係でなければならず、かつ、犯罪については、直ちに警察に通報しなければならないとされている。[26] また、刑事司法制度に協力する必要があり、補償を受けるためには、被害届を提出する必要がある。

ほとんどの国では、加害者の有罪判決を必要条件としていない。通常、被害者が補償を受ける資格を認められ

るのは、犯罪が発生した国においてであるが、フィンランドやフランスのように、被害者には、外国籍であるかどうかに関係なく、補償資格を与えている国もある。[27]

多くの国では、国家補償を受けることは被害者にとって基本的な権利とされており、国は、受給の可能性、申請手続、申請のための必要条件などに関する情報を広く公表しておかなければならないとされている。しかし、各国の補償プログラムは、その利用方法に関する情報の普及に努力してきているものの、調査によると、この分野では、さらに努力が必要だと指摘されている。[28] 多くの国家補償制度は申請期限を設けているので、被害者と接触するすべてのスタッフが、補償を受けられる可能性について説明することが重要になる。効果的な通知方法や広報活動としては、警察官、弁護士、ソーシャルワーカー、その他すべての専門家のためのトレーニングの中で徹底することと、ラジオ、テレビ、情報パンフレットなど各種メディアによる広報、掲示板、ポスターなどがある。

犯罪被害者が受けたトラウマや悲しみはお金で消えるわけではないが、回復途中にある多くの人々を助けるために経済的支援は不可欠である。被害者の中には、こうした資金を生活の安定や尊厳の維持に役立てる者もいる。補償を受けようとする場合、被害者または遺族は、最初に補償申請書を提出しなければならない。一般に、被害者が補償制度の存在を教えられたり、申請書を受け取ったりするのは、警察官、被害者支援提供者、検察官、医療専門家、精神衛生専門家などからである。多くの被害者にとって、申請手続き期限に間に合わないことは、被害後の「二次被害」の中でも最も辛いことの一つである。

補償の申請手続については、世界各国で「担当者がきわめて官僚的である（bureaucratic procedures）」という指摘が多く聞かれる。たとえばオランダについてマギイヤーとシェイプランドは「オランダの補償申請手続はきわめて官僚的であり、手続に弁護士の関与が強く求められる。多くのケースで裁定までに二年以上かかってい

る」と述べている。[29] また、補償申請手続についての不満が多いことについて、ヴァン・ダイクは、被害者支援センターが十分に機能していないためであると述べている。[30]

国家制度には一般に申請期限が設けられていることが多く、それを過ぎると受け付けてもらえなくなる。この制度は、被害を受けて精神的に大きなダメージを受けている被害者を対象にしているだけに、柔軟な適応が必要である。子どもに対する性的虐待による犯罪やその他の「正当な理由」のある犯罪については、例外扱いすべきであると言われている。オランダなど一部の国では、申請期限を延長しており、申請期限を過ぎても申請を受け付ける場合がある。

プログラムの適用を受けるようとする被害者あるいはその家族は、通常は申請書式のすべての項目に記入しなければならない。申請書が受理された後、制度担当部署は、請求を審査し、犯罪のタイプ、被害者の傷害や損害の度合い、併用される他の救済手段からの補償など、関連する条件を確認する。

被害者から提出された補償申請書の処理に必要な時間は、その国の補償制度によって大きく異なる。若干の国においては、このプロセスに数年間かかることもある。他方、オーストリアのような国では、国家補償請求額全体の三分の二は刑事手続きが完了する前に決定される。

多くのプログラムでは、請求処理は、その担当部署で中心的地位にあるスタッフによって行われる。補償資格を得るためには、申請書を提出した者が特定の資格条件を満たしていなければならない。こうした補償プログラム担当部署では、最終決定を行う前に、被害者の資格および被害者の損害の補償の必要性を確認することになっている。必要とされる資格はさまざまであるが、多くの制度で一般的に要求されている条件は、次のようなものである。[31]

a. 被害者は、定められた期間内に、警察に被害の報告をしなければならない。

b．被害者は、捜査および事件の訴追に際しては、警察官および検察官に協力しなければならない。ただし、犯人の逮捕ないし有罪判決は、一般的には、補償を受けるための前提条件にはならない。

c．被害者は、申請書を定められた時までに担当部署に提出しなければならず、また担当部署から要求されるその他の情報も提供しなければならない。

d．被害者には、自分の傷害や死の原因や要因を引き起こした犯罪行為または重大な違法行為があってはならない。

いかなる補償プログラムにおいても、迅速な申請処理が最優先されなければならない。プログラム担当部署が必要書類の提出や審査のための方針と手続きを整備しておけば、処理期間を大幅に短縮することができる。また、被害者が申請書式に必要な情報を記入する時に苦労することのないように、申請書式に記載する質問事項には分かりやすい簡単な言葉を使うべきである。担当部署は、警察への報告書、医療記録書、保険適用範囲証明書など、常時必要とする証明書の請求や受理について、その方法を決めておく必要がある。証明書のひな型を作ったり、被害者データの収集や追跡方法を自動化したりしておけば、情報収集の迅速化が可能になる。

ほとんどの制度では、被害者が受け取れる最高受給額に制限を設けている。また、葬儀費用や精神衛生カウンセリングなどの特殊な費用については、多くの制度で限度額を低めに設定している。しかし、若干の国では、暴力犯罪の被害者に対しては、全額補償を行うよう努力している。

以上のほかに、国によっては、特別な被害に対する補償制度を設けている例がある。[32] 例えばフランス、イタリア、アメリカでは、テロの被害者、あるいは権力濫用による被害者など、特別なカテゴリーに属する被害者を対象とする国家補償制度を導入している。中国が最近導入した「国家補償法（Law of State Compensation）」では、官僚の権力濫用による被害者に対する国家の補償責任を定めている。

最近では、集団的被害者や権力濫用による被害者を補償する傾向が進んでいる。ナチスドイツの被害者に対する旧西ドイツの「補償（Wiedergutmachung）プログラム」と同様の制度を、旧ドイツ民主共和国（東ドイツ）も対抗上採用してきた。中欧東欧諸国（例えばハンガリー）も同じような補償制度を導入しようとしている。それ以外の国（例えばアルゼンチン、チリ、エルサルバドル、南アフリカなど）においても、まだ不十分ではあるものの、真実を追求し正義を保障する努力の一環として、国家補償が採用されるようになってきた。

アメリカでは第二次世界大戦中に強制収容された日系アメリカ人に対して、カナダでは土地を奪われた先住民に対して、ルワンダでは大量虐殺の被害者に対して、そしてブラジルでは行方不明になった者や拷問被害者の近親者に対して、補償金の支払いが実施されてきたが、他方で、第二次世界大戦に関する日本のアジアの国々への謝罪と補償は、サンフランシスコ平和条約を盾にして十分になされていないとの批判も根強く残っている。

七　被害者補償制度の国際基準

一九八三年にヨーロッパ評議会は「ヨーロッパ被害者補償条約」を採択しているが、その主な条項は、次のとおりである。

① 賠償や弁償が十分になされないときは、暴力犯罪による身体的被害を受けた者、健康毀損を受けた者および死亡事件の遺族に対して補償がなされる（一条の一）。

② 犯人が訴追されない場合や罰せられない場合であっても、被害者補償はなされる（一条の二）。

③ 補償は、少なくとも、収入の損失、医療費、入院費、葬儀代、被扶養者の生活費などをカバーするものでなければならない（四条）。

④　補償できる期限（時効）を設けることができる（六条）。

⑤　補償は、申請者の経済力を考慮して削減または拒否できる（七条）。

⑥　社会保障、保険などとの二重支給にならないようにするため、控除制度を設けることができる（九条）。

その後、EU統一により、EU評議会（the Council of the European Union）は、二〇〇一年三月一五日に「刑事手続における被害者の地位に関する評議会枠組み合意」[33]をつくった。

その第九条には、EU加盟国は、「被害者が刑事手続の適切な時期に、犯罪者からの補償（賠償）を得られることを保障する」、「犯罪者に被害者への十分な補償（賠償）を促す適切な制度をつくる」、および「被害者の所有物は速やかに被害者に返還する」などを法律等に明記すべきであると書かれている。

他方、近代刑事法は犯罪者の権利を重視し被害者の権利を無視している点で大きな誤りがあったとの認識は、国連においても重要なテーマとなった。一九八〇年代になって国連犯罪防止会議は、「被害者のための正義」を実現するための基本原則づくりに取り組み、一九八五年一一月二九日の国連総会で「犯罪および権力濫用の被害者のための正義に関する基本原則宣言（通称、国連被害者人権宣言）」を採択した。

「国連被害者人権宣言」は、「被害者の定義」、「司法へのアクセスと公正な扱い」、「被害弁償」、「被害者補償」および「被害者援助」という五つの章からなっており、その第一二条と第一三条には、国家補償についての次のような規定がある。

第一二条　犯罪者またはその他の原因者から十分な補償が得られない場合に、国家は、被害者に対して次のような経済的な補償を行うよう務めなければならない。

a．重大な犯罪の結果、身体にかなりの傷害を受け、または身体や精神の健康に損傷を受けた被害者

b．そのような被害のために死亡した者または身体的および精神的に不能になった者の家族、特に被扶養者

第一三条　国は、被害者に対する補償のための全国的な基金を創設し、充実し、拡大すべきである。国によっては十分な補償制度をもたない国もあるので、被害者の国が補償できない場合にも犯罪者の国で補償するような基金を創設すべきである。

この二か条から明らかなように、補償の対象になる被害者は、重大な犯罪により心身に傷害を負った者およびその扶養家族である。精神的な被害も対象になるが、他方で、財産犯は除かれている。また、補償のための基金をつくること、被害者の母国で補償を得られない場合に犯罪者の国から補償できるような基金をつくるべきことも指摘されている。

「国連被害者人権宣言」で特に注目すべきは、被害者の定義を広く捉えていることである。被害者対策と言うと、得てして犯罪者が逮捕され裁判にかけられた事件に限定しがちであるが、国連の考えは、犯罪者が特定されている必要もなく、従って、逮捕され、訴追され、有罪の判決を受けている必要もない。もちろん、犯罪者との間に親族関係があってもよく、また、被害者を助けたり被害を防止したりして介入した際に被害を受けた人も含まれる。この点で、二〇〇四年一二月に成立した日本の「犯罪被害者等基本法」が、対象を「犯罪被害者等」として犯罪以外の被害者にも拡大しているのは、国連の趣旨に添ったものと言える。

被害者の定義を広く捉える考え方は、当然、被害者補償の対象をどこまで広げるかという議論にも影響する。犯人が特定されない事件や未解決事件、不起訴事件の被害者も補償の対象にすべきであり、家族間、親族間の事件であっても、場合によっては補償の対象にすべきであるということになる。また、受給者には、被害者本人、直系親族、扶養家族のほか、被害者を助けようとして事件に巻き込まれた人も含めるべきである。

「国連被害者人権宣言」が国連総会で採択された一九八五年一一月の数か月前に、ヨーロッパ評議会閣僚会議（European Council of the Ministers Committee）は、「勧告（八五）一一（Recommendation（85）11）」を採択してい

る。この「勧告（八五）一一」は、A（警察レベル、A一～A四）、B（訴追に関して、B五～B七）、C（被害者への聴き取り、C八）、D（法廷手続、D九～D一三）、E（執行段階、E一四）、F（プライバシーの保護、F一五）、G（被害者の特別な保護、G一六）の七分類一六項目を定めている。

ブリーネン（Brienen, M.E.I.）とヘーゲン（Hoegen, E.H.）によるヨーロッパ二二か国の調査をまとめた「ヨーロッパ二二か国の刑事司法制度における犯罪被害者」[34]は、この制度の法的性格を理解する上で有意義な資料である。

ヨーロッパ評議会閣僚会議の「勧告（八五）一一」のB五は、刑事訴追と被害者補償の関係について、犯罪者を訴追するか否かの決定は、犯罪者の被害者に対する真摯な努力や賠償状況を十分に考慮せずになされるべきではないとしており、ブリーネンとヘーゲンは、EU各国の制度について、次のように分析している。[35]

① 損害賠償がなされているときには刑事訴追しないことができる国

イングランド、ウェールズ、ノルウェー

② 刑事訴追をせずに不起訴にする場合は損害賠償がなされていなければ不起訴にできない国

ベルギー、フランス、ルクセンブルグ、オランダ、ポルトガル

③ 損害賠償がなされていないことを理由として刑事訴追をする国

ルクセンブルグ、スウェーデン、スイス

八　被害者補償制度の財源

補償機構はさまざまな財源（funding）から資金を受け取るが、その主なものとして、犯罪者が支払う課金（fees）や賦課金（mandatory additional surcharges）からのものと、国会で承認された一般会計支出からのものと

がある。

被害者への補償金は本来加害者が負担すべきであるという考え方に沿っている代表的な国としてアメリカがある。

アメリカでは、連邦レベルで連邦刑法の犯罪者から罰金（fines）や反則金（penalties）を徴収している。こうした金銭は「犯罪被害者基金（Crime Victims Fund）」に預託しておいて、州が被害者補償を行う際の補助金として支出している。またアメリカでは、五〇州の内の四〇州以上が、資金源の大半を犯罪者から得ている。被害者補償制度の資金調達に見られる最近の傾向として、各州が罰金と反則金査定額で補償プログラムに必要な資金を全額調達している例がある。

また補償プログラムが直面している資金調達問題の解決策として、被害者に対する補償支出を埋め合わせるために有罪判決を受けた犯罪者から被害弁償金を徴収する方法がある。これは、しばしば「基金回収策（fund recovery measures）」と言われているが、それは、被害者の損害については犯罪者に支払い責任があり、犯罪という結果に対しては、犯罪者に支払わせるべきであるという考えに立っている。一部の州のプログラムでは、犯罪者から弁償金を徴収するために特別な努力が払われており、検察官や裁判官と協力して被害弁償命令を出して徴収すると同時に、弁償金の支払い状況もモニターしている。

その他の画期的な財源として、アメリカには「サムの息子条項（Son of Sam Provisions）」と言われるものがある。[36] ニューヨークで有名な凶悪殺人犯ディビット・ベルコビッチ（David Berkowitz. ニックネームは、Son of Sam）が捕まったとき、彼は本を書いたりメディアに出たりして何百万ドルの収入を得た。その一部を被害者やその家族に払おうとしたが、受け取ってもらえなかった。しかし、このアイディアは、新しい法律を生むことになった。州政府は、犯罪を題材として得られた著作権料を没収して被害者の補償に使う基金をつくることにしたのである。

その後、この考えに従う州が次々と出ることになった。すなわち、犯罪行為を題材として本を書き、映画をつくり、インタビューを受けるなどの行為から得られた報酬はすべて没収し、被害者補償の財源とするというものである。

その後、この「サムの息子条項」を導入する州が次々と現れたが、多くの人々が期待したような「棚ぼた」にはならなかった[37]。すなわち、連邦最高裁は、一九九一年に、ニューヨークの「サムの息子法」は、検閲を禁じた連邦憲法修正条項（the First Amendment Protections Against Censorship）に違反するとして、違憲の判決を下した[38]。ただ、この判例によって新たに同種の制度をつくることはできなくなったが、既に積み立てられている被害者補償のための基金が無効になるわけではないと言われている[39]。

その後、ニューヨークの「サムの息子法」は憲法違反にならないように改正され、「犯罪からの収益」を、①被告人が有罪となった犯罪のコミッションから得られた財産または収入、②犯罪の収益の売却、交換、両替などから生み出された財産または収入、③被告人が犯罪を行ったことによって得られた財産または収入、と定義した[40]。

世界的に最も多い資金モデルは、一般会計からの歳出である。このモデルには、犯罪者の手数料、賦課金、罰金などの支払い能力に頼る必要がないという利点がある。フランスでは、個人の保険証書一枚ごとに分担金（contribution）を課しており、国の補償プログラムにとっては、毎年かなり効果的な調達法になっている。

ポーランドでは、公的な特別補償資金として「犯罪被害者援助基金（Foundation for Assisting Victims of Crime）」を設けている。このように、国の一般会計ではなく被害者補償のための特別な基金を設けるのは有効であり、国連も推奨している。今では、世界的にも基金をつくる動きがある。

九　国連およびアメリカ連邦司法省の分析

被害者への補償制度は、一九六四年にニュージーランドが初めて実施したときに、「人道主義的改革に先鞭をつけた」と評されたもので、それから約二〇年経った一九八五年には、国連総会で採択された「国連被害者人権宣言」にも明記された。

採択後一〇年経った一九九五年に国連犯罪防止会議は各国に対し調査を行った。それによると、一九九五年一二月一五日現在、調査に回答した四一か国のすべてが、被害者補償制度をもっていた。

内容をみると、ほとんどの国で、補償の対象が死亡や傷害以外に心の健康（mental health）に対する被害にまで広げられている。

傷害などの被害を受けた本人に対する補償では、犯罪者からの弁償や賠償などが行われなかった場合にのみ補償金が支払われる国は、オーストラリア（ヴィクトリア州とタスマニア島を除く）、ベルギー、カナダ、デンマーク、フランス、ドイツ、韓国、ルクセンブルク、オランダ、フィリッピン、スウェーデンなど一四か国であり、この内、オーストラリアのノーサンテリトリーでは「一〇日以上働けなくなった場合」、フランス、ルクセンブルクでは「三〇日以上働けなくなった場合」という条件を付けている。

刑事裁判が終わった後でないと補償が行われないと回答している国は、オーストラリアの西オーストラリア州、ベルギー、フランスなど六か国で、その他は、刑事裁判とは関係ないとしている。

国から支払われる補償金が、被害者が犯罪者に請求できる賠償金の何パーセントまでかについては、一〇〇％としているのはオーストラリアのクイーンズランド州、スウェーデン、デンマーク、フランス、フィンランドなど八か国である。

補償金支給によって生じるさまざまな費用について、国が犯罪者に請求できるようにしている国は、オーストラリア、カナダ、デンマーク、フランス、ドイツ、オランダなど一四か国である。

遺族や犯罪に巻き込まれた家族などに対する補償については、犯罪者からの賠償などが得られない場合にのみ補償金が支払われるのは、オーストラリア（クイーンズランド、ヴィクトリア、ノーサンテリトリー、タスマニアを除く）、ベルギー、カナダ、デンマーク、フランス、ドイツ、日本、韓国、ルクセンブルク、オランダ、スウェーデンなど一六か国である。

補償金の支払いが刑事裁判にかかわらず行われるのは、オーストラリア（クイーンズランド、西オーストラリア、タスマニアを除く）、ベルギー、カナダ、スウェーデンなど九か国である。

一方、アメリカ連邦司法省の犯罪被害者事務所（ＯＶＣ）は、翌年一九九六年に、オーストリア、ベルギー、カナダ、アイスランド、デンマーク、フィンランド、フランス、ドイツ、イギリス、オランダ、ノルウェー、スウェーデン、アメリカなどの主要国の被害者補償制度について調査し、国際比較をした[41]。調査項目は、①補償を受けるための条件は何か、警察に届け出ている必要があるか、申請の期限はいつか、②補償を受けられるのは誰か、家族はどうか、外国人も請求できるか、③補償ないし支給の限度額はあるか、④補償に含まれる費目は何か、⑤財源は何か、などである。

この比較によって世界の平均的な被害者補償制度を描いてみると、次のようなことが言える。

① 補償を受けるための条件として、警察への被害届け出を条件としている国が多い反面、条件にしていない国もある。

② 申請の期限については、一年、二年、三年などの国が多いが、他方で、フィンランドのように一〇年としている国や、オランダ、ノルウェーのように期限を定めていない国もある。

③　受給資格者は、ほとんどの国で被害者とその家族であり、外国人にも資格を認めている国が多い。

④　補償限度額は、調査した一三か国のうち五か国で「限度額なし」である。

⑤　補償の対象とされる費目には、被害回復に必要なさまざまな費用が含まれる。将来得られるはずの収入が被害を受けたことによって失われた、いわゆる逸失賃金のほかに、死別や痛みに対する慰謝料、治療、カウンセリング、リハビリテーション、葬儀、交通、犯行現場のクリーニング、引っ越し、損傷した衣服の買い換え、日用品、家事サービスなど、被害者が加害者に請求できる損害賠償費に相当するさまざまな費用が国家補償の対象になっている。

⑥　補償のための財源は、多くの国で国家予算から支払われているが、他方で、罰金刑をプールして充当している国や被害者補償のための基金をつくっている国がある。

一〇　まとめ

被害者補償制度が始まって、やがて半世紀になろうとする。世界の被害者補償制度の歴史を見ると、工場災害や交通事犯に対する補償、戦争被害者に対する補償、テロの被害者に対する補償など、そのモデルには幾つかのパターンがあるが、制度がスタートして現在までの間に各国共に制度の改善を重ね、気がついてみると、被害回復と生活の立て直しのための制度として、十分に機能を備えた制度に変わって来ている。

翻ってわが国の「犯罪被害者等給付金支給制度」を見ると、一九八一年施行以来三〇年間に数度の法改正を経て多少改善されたものの、現在の国際基準と比較すると改めるべき幾つかの問題がある。何と言っても、この制度が「国家補償制度」であることを明言していないという決定的な欠陥があるだけでなく、早期支援団体に関す

る条文などを盛り込むことによって、制度の法的性格を更に曖昧なものにしてしまっている。

しかし、二〇〇四年に「犯罪被害者等基本法」が制定され、翌年、「犯罪被害者等基本計画」が策定され、被害者を取り巻く環境は大きく変わった。昨年示された第二次基本計画においては、被害者補償制度整備に向けての検討課題も示されている。今こそ、わが国の被害者補償制度についての抜本的な議論を深め、あるべき姿に改める良い機会ではなかろうか。本稿は、そのための資料となることを願って認められたものである。

（1）一九九三年に日本で初めて実施された「全国犯罪被害者実態調査」によると、事件から数年経った時点で最も多かった被害者感情は「相手（加害者）が憎い」であり、遺族では九二・一％、重傷害被害者では五一・四％であった。二番目に多かったのは「相手に関わりたくない」で、遺族九一・四％、重傷害被害者八五・〇％である。三番目の「相手が怖い」は、遺族で四八・六％、重傷害被害者で四五・五％であった。「憎い」「関わりたくない」「怖い」は被害者の三大感情と言える。

（2）二〇一〇年一二月二七日の読売新聞大阪本社版夕刊は、日本における修復的司法の取組が行き詰まっている現状を報じている。二〇〇一年に日本で初めて千葉市に設立されたＮＰＯ法人「被害者・加害者対話の会運営センター」は、一〇年間に二四件の実績しかなく、被害者側から「よかった」として評価されたケースはない。二〇〇四年三月に大阪市に設立されたわが国第二号のＮＰＯ法人「被害者・加害者支援センター」は、六年間で二件の対話が実現しただけで、二〇一一年春に解散するという。兵庫県弁護士会が二〇〇九年四月に設立した「犯罪被害者・加害者対話センター」は、一年半で一件しか扱っておらず、加害者から被害者への手紙を五年間保管する「謝罪文銀行」には二三通が保管されているが、被害者からの「読みたい」という申し出は一つもない。

（3）前記調査によると、遺族の場合、時間の経過は全く感情を和らげてくれることがなく、相手が憎いという気持ちは、直後も数年経過後も同じ九二・一％である。また、相手に関わりたくないという気持ちはむしろ悪化し、直後の八四・一％から九一・四％へと増えている。

（4）前記調査によると、事件から数年経った段階で「刑罰が軽すぎる」と答えた遺族は九三・三％に達し、重傷害被

害者でも六〇・四％いた。

（5）前記調査によると、加害者からの賠償を一部でも受け取った遺族は一五・七％である。

（6）わが国の「犯罪被害者等給付金支給法」（現在の「犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支援に関する法律」）が審議された一九八〇年の国会で「社会にはさまざまな弱者がいるのに、なぜ犯罪被害者だけが補償を受けるのか」といった意見が支配的であったことを考えると、欧米との意識の違いを強く感じる。

（7）Fattah, Ezzat A. 2010. The Evolution of a Young, Promising Discipline: Sixty Years of Victimology, a Retrospective and Prospective Look. In Shoham, Knepper and Kett（eds.）, International Handbook of Victimology, p. 78.

（8）Karmen, A. 1996. Crime Victims: An Introduction to Victimology,（3rd ed.）Belmont, CA: Wadsworth, p.332.

（9）Freckelton, Ian 2008. Compensation for Victims of Crime. In Kaptein, H. and Malsh, M.（eds.）, Crime, Victims and Justice. Ashgate. Great Britain, p.32.

（10）Fry, M. 1951. Arms of the Law. Victor Gollancz, London. & Fry, M. 1959. Justice for Victims. Journal of Public Law, p.191ff.

（11）Schafer, S. 1970. Compensation and Restitution to Victims of Crime.（2nd eds.）. Patterson Smith, Montclair, NJ.

（12）House of Commons Debates, Hansard, vol. 697, cols 89–94, 24 June 1964.

（13）犯罪被害者等給付金支給法が成立した一九八〇年の国会議事録を見ると、答弁の中で「補償」ではなく「見舞金」であることが繰り返し述べられている。

（14）United Nations Office for Drug Control and Crime Prevention, Handbook on Justice for Victims. 1999, CICP Publications, p.44.

（15）Edelhertz, H., and G. Geis. 1974. Public Compensation to Victims of Crime. New York, Praeger, p.10–11.

（16）正式名称は、The European Convention on the Compensation of Victims of Violent Crimes, European Treaty Series No. 116, 1983 である。この条約を一九八三年一一月二四日にサインしたのは、イギリス、スウェーデン、ノルウェー、オランダ、ルクセンブルク、ギリシャ、ドイツ、フランス、デンマークの九か国であり、その後、一九八五

年四月二四日にトルコが、一九九〇年五月一五日にスイスが、一九九〇年九月一一日にフィンランドが、一九九一年一月九日にキプロスが署名し、一三か国となった。なお、Desmond Greer（ed.）, Compensating Crime Victims; A European Survey, Beiträge und Materien aus dem Max-Planck-Institute für ausländisches und internationales Strafrecht. Freiburg, Band S 59, Freiburg im Breisgau 1996. P.11 および United Nations Office for Drug Control and Crime Prevention, Handbook on Justice for Victims. 1999, CICP Publications, p.45 も参照。

(17) ドイツは、一九七六年に制度化した国であるが、筆者は一九八八年八月にヨーロッパを旅行した折に、ドイツで「Frankfurter Allgemein」という新聞の記事に「はっ」とさせられたことがあった。その記事は、強盗にケガをさせられ半身不随になった女性の被害者を取材したもので、「犯人は二〇年の刑に苦しめられるだけであるのに、この被害者は一生麻痺と戦わなければならない。何と不正義なことか」と締めくくっていた。被害者問題は正義の問題であるが、当時すでにドイツの新聞がこのような解説をしていたのは、日本のマスコミと比較して驚異的である。

(18) William G. Doerner & Steven P. Lab. 2005.（4th edt.）p.101.

(19) William G. D. & Steven P. L. 2005. op.cit. p.102.

(20) 法執行官への協力による負傷補償について、日本では一九五二年に制定された「警察官の職務に協力援助した者の災害給付に関する法律」（最終改正二〇〇七年）があり、「補償」ではなく「災害給付」という言葉が使われている。

(21) William G. D. & Steven P. L. 2005. op.cit. p.103.

(22) William G. D. & Steven P. L. 2005. op.cit. p.103.

(23) William G. D. & Steven P. L. 2005. op.cit. p.106.

(24) 一九九九年七月施行の「スウェーデン犯罪被害者補償法（Criminal Injuries Compensation Act. SFS1979, 413）」では、「アルコール中毒者、薬物濫用者および有機溶剤濫用者保護法」の第二二条に基づいて施設に収容された者や刑事施設収容者から財産的被害を受けた者も補償の対象にしている。

(25) William G. D. & Steven P. L. 2005. op.cit. p.104.

(26) Fattah, Ezzat A. 2010. op.cit. p.79.

(27) 日本の「犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支援に関する法律」第三条では、「当該犯罪被害の

原因となった犯罪行為が行われた時において、日本国籍を有せず、かつ、日本国内に住所を有しない者を除く」としている。

(28) United Nations Office for Drug Control and Crime Prevention. 1999. Handbook on Justice for Victims. CICP Publications, p.45.

(29) Maguire, M. and J. Shapland J. 1997. Provision for Victims in an International Context. In Victims of Crime, (2nd ed.) ed. R. C. Davis, A. J. Lurigio, and W. G. Skogan, 211-28. Newbury Park, CA: Sage.

(30) Van Dijk, J. J. M. 1989. Recent Developments in the Criminal Policies Concerning Victims in the Netherlands. In Changing Victim Policy: The United Nations Victim Declaration and Recent Developments in Europe. Helsinki, Finland: Helsinki Institute for Crime Prevention and Control.

(31) United Nations Office for Drug Control and Crime Prevention, 1999. op.cit. p.46.

(32) 補償プログラムを実施している国の個々の政策に関する情報については、「一九九八年版国際犯罪被害者補償プログラム集（the 1998 International Crime Victim Compensation Program Directory）」を参照されたい。このプログラム集の注文先は、U. S. Department of Justice's Office for Victims of Crime Resource Center, 800-627-6872 である。

(33) Council Framework Decision of 15 March 2001 on the standing of victims in criminal proceedings.

(34) Brienen M. E. I., & Hoegen E. H. 2000. Victims of Crime in 22 European Criminal Justice Systems, The Implementation of Recommendation (85) 11 of the Council of Europe on the Position of the Victims in the Framework of Criminal Law and Procedure, Wetenschappelijk Onderzoek- en Documentatiecentrum.

(35) Brienen M. E. I., & Hoegen E. H., op.cit. p.1062.

(36) William G. D. & Steven P. L. 2005. op.cit. p.105.

(37) McGillis, D., and Smith P. 1983. Compensating Victims of Crime: An Analysis of American Programs. Washington, D.C.: U. S. Department of Justice. p.126.

(38) Simon & Schuster v. Members of New York State Crime Victims Board et al., 1991.

(39) Alexander, R., Jr. 1992. Victims' Rights and the Son of Sam Law: Implication for Free Speech and Research on

Offenders. Criminal Justice Policy Review 6, p.275–290.

(40) McKinney's Consolidated Law of New York Annotated. 1997. Executive Law § 632-a.ニューヨーク州。

(41) International Crime Victim Compensation Program Directory. 1996. U. S. Department of Justice, Office of Justice Programs, Office for Victims of Crime.